

所管部課	会計課	部長	神山 尚		
件名	東大和市会計事務規則の一部を改正する規則について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>地方自治法が一部改正され、公金の徴収・収納・支出に係る権限を委託できる私人として、新たに「指定公金事務取扱者」が設けられることに伴い、長が定めるとされている事項等について規定すること等を目的として、標記規則の一部改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 指定公金事務取扱者の指定に係る手続（第36条の3）や委託を可能とする歳入の種類（第37条）等について規定する。</li> <li>イ 地方自治法施行令に定められていた事項が、法律事項として地方自治法に定められたことに伴う、引用条文に係る規定を改める。</li> <li>ウ 組織改正に伴い、別表中の課名等を改める。</li> <li>エ その他文言整理</li> </ul> <p>(2) 施行日 令和6年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 公金の徴収・収納・支出に係る権限の私人委託等に関し、適切な事務が執行できる。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課による事前審査済</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに改正手続を進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。